

定期報告に関するよくある質問 Q A

Q 1
定期報告制度において、報告対象になるものを知りたい。また、何年毎に提出したらよいか。
A 1
「定期報告が必要となる建築物・建築設備・防火設備・昇降機・工作物」の一覧表を本市HPに掲載しておりますので、以下のリンクよりご確認ください。 また、管理されている建築物の用途の分類が分からない等、ご不明点がありましたら、建築行政課防災指導係宛にお問い合わせください。 ・ 定期報告が必要となる建築物等と報告の間隔（PDF 形式 149 キロバイト）

Q 2
ハガキが届かないので、自分が所有、若しくは管理している建築物の報告は不要という考え方で良いか。
A 2
ハガキが届かない場合でも、報告対象となる可能性があります。ご自身が所有、若しくは管理されている建築物の用途や床面積をご確認いただき、「定期報告が必要となる建築物・建築設備・防火設備・昇降機・工作物」の一覧表と比較を行ってください。 ・ 定期報告が必要となる建築物等と報告の間隔（PDF 形式 149 キロバイト）

Q 3
管理している建築物に対し、「建築基準法第 12 条の規定に基づく定期報告書の提出について」というハガキが何枚も届いた。なぜか。
A 3
定期報告は主に「特定建築物」、「建築設備」、「防火設備」、「昇降機」の 4 種類あり、1 つの建築物に対し、そのすべて、若しくは複数の種類が報告対象となることがあります。 さらに、複数の定期報告の報告期限が同じ月になっていることがあり、同時に複数のハガキが送付される場合があります。 ハガキに記載されております「今回対象物」をご確認いただき、該当する種類の定期報告書のご提出をお願いいたします。

Q 4
管理・所有していない建築物について、「建築基準法第 12 条の規定に基づく定期報告書の提出について」というハガキが届いた。どうしたらよいか？

A 4
お手順をおかけいたしますが、建築行政課防災指導係宛にお電話にてご連絡ください。 また、過去に所有・管理されていた建築物であった場合は、「様式第 3 号 定期報告対象建築物等の変更届」を使用し、所有者・管理者が変更となった旨、届出を行ってください。変更後の管理者や所有者がご不明の場合は、建築行政課防災指導係にお電話等でご相談ください。 ・ 様式第 3 号 定期報告対象建築物等の変更届（PDF 形式 39 キロバイト）

Q 5
定期報告対象の建築物の使用を一時的に休業することとなった。 この場合も報告書は提出しなければいけないか。
A 5
定期報告書の提出は不要となります。 建築物の使用を一時的に休業する旨、以下の様式を使用し、届出を行ってください。 ・ 様式第 1 号 建築物（除却・休業届 PDF 形式 44 キロバイト） ※当該届出の有効期限は、届出受付日から起算して 2 年間となりますので、継続して休業する場合は、再度届出を行ってください。

Q 6
定期報告対象の昇降機の使用を一時的に休止することとなった。 この場合も報告書は提出しなければいけないか。
A 6
定期報告書の提出は不要となります。 昇降機の使用を一時的に休止する旨、以下の様式を使用し、届出を行ってください。 ・ 様式第 2 号 昇降機等（撤去・休止届 PDF 形式 57 キロバイト） ※当該届出の有効期限は、届出受付日から起算して 2 年間となりますので、継続して休止する場合は、再度届出を行ってください。

Q 7
定期報告対象の「建築物」、「昇降機」において、休業届・休止届を提出していたが、使用を再開することとなった。
A 7
使用再開前に定期報告書をご提出ください。ご提出日が新たに報告の基準日となります。

Q 8
定期報告対象の建築物を解体した。
A 8
建築物を解体した旨、以下の様式を使用し、届出を行ってください。 ・ 様式第 1 号 建築物（除却・休業届 PDF 形式 44 キロバイト）

Q 9
定期報告対象の昇降機を撤去した。
A 9
昇降機を撤去した旨、以下の様式を使用し、届出を行ってください。 ・ 様式第 2 号 昇降機等（撤去・休止届 PDF 形式 57 キロバイト）

Q10
特定建築物定期調査報告において、報告対象となる用途・規模が 2 種類以上ある建築物の報告間隔はどのようなになるか。
A 10
建築物全体の報告間隔として、間隔が短いものが適用されます。 例)物販店(1F～2F・各階床面積 500 ㎡)、共同住宅(3F～6F) →物販店は報告間隔が 2 年、共同住宅は報告間隔が 3 年となり、より間隔が短い 2 年が建築物全体の報告間隔となります。

Q11
階によって管理者が異なるため、別々に報告書を提出したい。
A 11
代表となる管理者を選出し、建築物全体として報告してください。 ※確認申請上、別棟扱いである場合は、ご相談ください。

Q12
外壁の全面打診調査はいつ頃行ったらよいか。
A 12
以下、いずれかに該当する場合に実施する必要があります。 ①手の届く範囲の打診調査や目視調査等で異常が認められた場合。 ②竣工後、外壁改修後若しくは全面打診等を実施後から 10 年を越えた後の 1 回目の定期調査実施時 ※当該定期報告書に調査結果を反映させること。

Q13
防火設備定期検査報告は、消防設備点検で報告しているから、報告不要なのではないか。
A 13
防火設備定期検査報告は建築基準法、消防設備点検は消防法で定められたものであり、法律や点検内容が異なるため、それぞれ点検・報告を行う必要があります。

Q14
随時閉鎖式防火設備(煙感知器等と連動して作動する防火設備)の設置が無いにも関わらず、防火設備定期検査報告書を提出するようハガキが届いた。 どうしたらよいか。
A 14
建築物に設置された防火設備の種類を市で把握することが困難なため、特定建築物定期調査報告対象の建築物に対し、防火設備定期検査報告書を提出するようハガキを送付しております。 防火設備検査員や建築士の有資格者に確認申請時の図面や竣工図をご確認いただき、報告対象となる随時閉鎖式防火設備の設置が無い場合は、「対象防火設備が設けられていない旨の連絡票」を建築行政課防災指導係宛にご提出ください。 ・ 参考様式 対象防火設備が設けられていない旨の連絡票 (PDF 形式 200 キロバイト) なお、常時閉鎖式防火設備の設置がある場合は、特定建築物定期調査報告にて別途報告してください。

Q15
令和 7 年 7 月 1 日施行の国土交通省告示第 974 号（令和 6 年 6 月 28 日公布）及び第 53 号（令和 7 年 1 月 29 日公布）の改正告示により、常時閉鎖式防火設備も防火設備定期検査報告で実施しなければならないのではないか。
A 15
令和 7 年 6 月 4 日公布さいたま市規則第 88 号にて、さいたま市建築基準法施行細則の改正を行いました。本改正により、これまで通り、特定建築物定期調査報告にて報告書の提出が可能となっております。報告の間隔もこれまでと同様となります。 詳しくは、「定期調査・検査等における項目等に関する改正について（令和 7 年 7 月 1 日施行）」をご覧ください（さいたま市／建築基準法に基づく定期報告制度について）。